5　指定特定相談支援事業者は、その提供した指定計画相談支援に関し、法第五十一条の二十七第二項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6　指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前三項の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7　指定特定相談支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第二十八条　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　指定特定相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第二十九条　指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第三十条　指定特定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　指定特定相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一　第十五条第三項第一号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

二　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

イ　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画

ロ　アセスメントの記録

ハ　サービス担当者会議等の記録

ニ　モニタリングの結果の記録

三　第十七条の規定による市町村への通知に係る記録

四　第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五　第二十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の三十一第一項及び第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
　第一節　基本方針（第二条）
　第二節　人員に関する基準（第三条・第四条）
　第三節　運営に関する基準（第五条―第三十条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　障害児支援利用計画案　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。

二　障害児支援利用計画　法第六条の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。

三　指定障害児通所支援事業者等　法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。

四　指定通所支援　法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。

五　通所給付決定　法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。

六　通所給付決定の有効期間　法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。

七　指定障害児入所施設等　法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。

八　障害児相談支援対象保護者　法第二十四条の二十六第一項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。

九　指定障害児相談支援事業者　法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。

十　指定障害児相談支援　法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。

十一　法定代理受領　法第二十四条の二十六第三項の規定により障害児相談支援対象保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定障害児相談支援に要した費用の全部又は一部を指定障害児相談支援事業者が受けることをいう。

第二章　指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節　基本方針

第二条　指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って、行われるものでなければならない。

2　指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

3　指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4　指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5　指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

6　指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第二節　人員に関する基準

（従業者）

第三条　指定障害児相談支援事業所（法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。）（以下「指定障害児相談支援事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（管理者）

第四条　指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第五条　指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第十九条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。